

承認第2号

専決処分したものにつき承認を求めることについて（多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）

多可町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第3号

多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日専決

多可町長 吉 田 一 四

## 多可町介護保険条例の一部を改正する条例

平成31年3月29日

条例第 11 号

多可町介護保険条例（平成17年多可町条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「32,400円」を「27,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,000円」とあるのは、「45,000円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「27,000円」とあるのは、「52,200円」と読み替えるものとする。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の多可町介護保険条例第2条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 多可町介護保険条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(保険料率)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,400円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,000円</u>とする。</p> <p>7 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中27,000円とあるのは、45,000円と読み替えるものとする。</u></p> <p>8 <u>第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中27,000円とあるのは、52,200円と読み替えるものとする。</u></p>